

【会計・税制分野】

◆優秀

「民事信託をめぐる相続税法上の課税関係について」

酒井 秀輝(名古屋商科大学大学院 会計ファイナンス研究科修了
八木秀樹税理士事務所)

新信託法は平成 18 年 12 月 8 日国会で成立した後、同 15 日に公布され、平成 19 年 9 月 30 日に施行された。大正 11 年に旧信託法が制定されて以来、84 年ぶりの全面改正であった。これに伴い、平成 19 年度税制改正において新信託法に対応するために、信託に関する税制も抜本的に改正された。

信託法の改正は、多様な信託の利用形態に対応するために、新たな信託の種類を導入することが目的の一つとされた。例えば、生存配偶者その他親族の生活保障の必要や、個人経営者や農業経営者等における、有能な後継者確保のための財産承継を可能にする手段として、民事信託の活用が期待されている。しかし、改正から 12 年を経た現在、このような信託法改正の趣旨、目的が達成されているとは言い難い。

租税法の視点から信託をみれば、課税関係について不明瞭な部分が多く、租税法が信託利用の機会を阻害しているとの意見もある。その原因として、信託は極めて多様な当事者間の経済活動によって権利義務関係の設定を可能とするものであることから、このような私法上の権利義務関係を課税要件に取り込もうとすると、租税法上の規定が複雑になるを得ないからであろう。さらに信託税制は、租税回避の防止ということを目的としていることから課税関係の規定が複雑になっているものと思われる。

租税は、各種の経済活動に対して課されるものであり、その経済活動は第一次的には私法によって規律されている。したがって「信託」という私法によって規律された経済的事実や行為を描写した課税関係でなければならないことから、納税者の法的安定性及び予測可能性を担保する必要がある。

ある課税ルールを設定するにあたり、租税法上の概念のみで経済的事実や行為を描写できないならば、私法上の権利義務関係を課税要件に取り込むことは当然といえる。本稿との関係でいえば、我が国の信託税制は、信託の経済的・実質的な所有者である受益者課税を原則としながらも、従来から租税回避の防止に重点がおかれており、信託法及び信託理論に基づいた課税関係と、信託の利用による租税回避防止に係る規定の整備との関係が曖昧であるとも考えられる。また、相続税法における信託受益権の課税時期について、信託設定時に課税されるべきか、それとも受益を現実に受けた時に課税(現実受益時

課税)されるべきかとの議論があり、改正が幾度となく行われ、現行税制は信託設定時課税を採用するに至っている。しかし、信託設定時課税では必ずしも担税力が伴わない場合があるということ、および信託を利用することにより委託者所有の財産の種類が信託受益権に変わることと思わぬ課税がされることになる。

そこで本稿では、民事信託における課税関係と、それに係る問題点を改めて検討し、なお残されている課題を明らかにすることで、現代における信託に関する課税の在り方について考察することを目的とする。

本論文は、全3章で構成されている。

第1章においては、信託法と信託税制の沿革と立法趣旨を確認する。第2章においては、民事信託における課税関係を整理した上で、信託財産に帰属する債務の信託終了時の取扱い、及び受益権が複層化された受益者連続型信託に係る問題点を検討する。そして第3章において、第2章までに検討した事項を踏まえ、民事信託における課税の在り方を述べる。

以上の検討を踏まえ、現代における信託に関する課税の在り方について提言を行い、民事信託の普及を展望したい。